

平成 30 年 第 13 回教育委員会議(11 月定例)会議録

日時 平成30年11月28日(水)
午後2時より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 村中 義男
委員(教育長職務代理者) 田中 貴治
委員 石原田 明美
委員 三岡 正美
委員 關野 英明

〔欠席者〕

教育部次長 澤 和七 (こども課長兼任)

〔事務局〕

教育部長 福森 るり
教育総務課長 楠本 視和
学校教育課長 上谷 基博
生涯学習課長(青少年センター所長兼任) 隈崎 倫夫
市民図書館長 好川 雅章

〔書記〕

教育総務課主幹 松田 陽介

日程 1 定足数の確認

日程 2 開会の宣言

教育長 皆様改めましてこんにちは。今日は朝から真美ヶ丘東小学校の学校訪問ありがとうございました。委員の皆様も連日の学校訪問でさぞお疲れかと思えます。

そのような中、本日平成 30 年第 13 回香芝市教育委員会会議を招集させていただいたところ、委員各位の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいなかご参集いただきまして、ありがとうございました。本日は請願書についてと、来月の 4 日より開催されます、12 月議会に向けた議案の作成に伴う意見の聴取を上程させていただいています。何卒、慎重審議また原案可決及び承認のほどお願いします。それでは、定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 13 回教育委員会会議 (11 月定例)を開会いたします。

日程 3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、田中委員と三岡委員をお願いいたします。

教育長 前回会議録につきましては、委員の皆様方にその写しを配布いたしております。また、すでに署名委員のご署名をいただいておりますので、前回会議録の朗読につきましては、会議の円滑な進行を図るため省略したいと思えますが、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないということで、前回会議録の朗読を省略いたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、平成30年10月22日から本日11月28日までの私の動静についてご報告させていただきます。

10月23日は、全国史跡整備市町村協議会が橿原市役所で開催され、出席しました。来年度に全国史跡整備市町村協議会第54回大会が奈良県で実施されることから、その実行委員会組織の設置に向けた協議が行われました。

午後からは、香芝中学校で学校訪問がおこなわれました。

24日は、経営会議が開かれ、市の来年度予算編成方針について、また総合体育館の耐震及び改修工事について、さらには粗大ごみなどのリクエスト収集などの有料化について、協議が行われました。

午後からは、県の都市教育長会議があり、来年度に向けた役員人事や予算についての協議が行われました。

25日と26日は2日間に渡りまして、近畿都市教育長協議会研究大会があり、今年度は和歌山県が担当でございまして、2日間出席させていただきました。2030年の未来社会を生きる子どもたちの教育を創造する、これをメインテーマとして、草津市、岩手市、三田市から事例発表がありました。どの市も特色のある取組をされており、大変参考となる内容でした。

29日は香芝北中学校の学校訪問のあと、香芝市中学校英語暗唱大会があり、出席しました。どの中学生もすばらしい英語での発表をおこなってくれました。

30日は、幼稚園教育研究部会研修大会があり、関屋幼稚園の実演と報告発表がございました。

31日は、旭ヶ丘小学校に学校訪問をしました。

月が変わりまして、11月は「子ども若者育成支援協調月間」となっていることから1日は、各駅前で啓発事業が実施されました。私も近鉄五位堂駅で啓発物品を配布し、啓発をおこないました。

その後、給食会の理事会が中学校給食センターで開催され、来年度からの給食費の改定について報告を行い、承認をいただいております。

2日は、志都美小学校で学校訪問がありました。

3日の文化の日は、香芝市功労者表彰式がございました。委員のみなさまにもご出席いただきました。今年は特別功労として学校医、学校歯科医、また功労者として青少年指導員の合計4名の方が受賞されています。

4日は、ふれあいフェスタが市役所周辺で開催され、特に子どもフェスティバルではPTA協議会や子ども会等々、教育に関わっている多くの方々にご協力をいただきました。

7日は、香芝市人権教育研究会の授業実践研修会が志都美小学校、三和小学校、香芝東中学校で開催されましたので、出席をさせていただきました。文科会では若手の先生が活

発な意見を出されていたのが印象的でした。

また 8 日は、香芝市体育施設と総合プールの指定管理を選定する委員会が開催され、ヒアリング審査の結果、香芝市体育協会と株式会社 サン・アメニティに決定しました。ともに、本日の委員会議に議案として報告いたします。

9 日は、近畿特別活動研究協議会奈良大会が二上小学校で開催され、また午後からは奈良県市町村教育委員会研修大会が市民ホールで開催され、開催地として歓迎のご挨拶をさせていただきます。その後、夕方より臨時の教育委員会会議をおこないました。

13 日はモナミホールで市内小学 5 年生による音楽会が開催されまして、市のマスコットキャラクターでありますカッシーくんとともに、激励の挨拶をおこなってまいりました。

14 日は関屋小学校へ学校訪問にいきました。

15 日は香芝市市議会臨時議会が開催されまして、エアコンの設置費用について補正予算を上程し可決いただきました。また後ほど、事務局より報告いたします。

17 日は、第 4 回となる香芝市教育の日でございました。委員の皆様にもそれぞれの小学校・中学校・こども園・幼稚園を訪問していただいたかと思えます。各学校では大変アイデアにとんだ授業や学習発表会を組んでいただきました。感謝申し上げたいと思えます。

20 日は、学校訪問として香芝西中学校と二上小学校、22 日には鎌田小学校へ学校訪問をしました。

24 日は、市の美術展の表彰式がございました。各委員の皆様にもご出席いただきました。ありがとうございました。

26 日は教頭会が、27 日は三和小学校と真美ヶ丘西小学校で学校訪問をおこないました。

28 日はさきほどごあいさつにもありましたように朝からは真美ヶ丘東小学校へ学校訪問をし、午後から本日の会議となります。

以上、本日までの私からの諸報告でございました。何かご意見ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

田中委員 すいません、11 月 1 日の日に学校給食理事会の中で来年度からの給食費の改定について詳細を教えてください。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。小学校の学校給食費ですが、消費税が 5%から 8%へ変更されたときも給食費は変更せず 10 年間同じ額でしたが、特に食材価格も当時と比べて高騰してきておりますし、実際本市が学校給食運営で第一目標として掲げているような理想の学校給食を実施するのが現状だと困難になってきておりますので、一食単価等を計算させていただきましたところ、4,500 円程度までさせていただくのが適当ではないかと、先般の給食理事会においてご意見のほうを頂戴したところです。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。

ほかに質問はありますか。

それでは、質問がありませんでしたので、日程 5 に進みたいとおもいます。

日程 5(1) 請願書の提出について

承認について」を事務局より説明願います。はい、楠本教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。本案は香芝市議会 12 月定例会に提出を予定しております議案に関しまして、教育に関する事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を聴取する必要がありましたが、会議をする暇がなかったため、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第 4 条第 2 項により、11 月 19 日付で、教育長による臨時代理をおこないましたので、同規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

提出議案につきましては、平成 30 年度香芝市一般会計補正予算第 4 号、指定管理者の指定について、香芝市の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に係る条例の一部を改正することについての 3 議案になります。

主な内容としては、補正予算に関しては、ブロック塀撤去及びエアコン工事費や就学援助費、また総合体育館耐震工事設計費を計上しています。指定管理者の指定については、総合体育館や総合プールの指定管理者についてでございます。また報酬条例に関しましては、幼稚園医等の規定の新設、学校運営協議会委員報酬の改定でございます。何卒、慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

教育長 暫時休憩します。

(午後 2 時 19 分休憩開始)

(午後 2 時 20 分休憩終了)

教育長 それでは、休憩を解き再開いたします。

ただいま提案いただきました案件でございますが、補正予算、指定管理者の指定、また条例の一部改正等がございます。上程をいただいている分については一括となっておりますが、ご審議する上では、それぞれの項目について審議していただきたいと思っております。まず一般会計の補正予算につきまして、なにかご質問等ございましたらお願いします。それとも事務局から補足説明があればお願いします。

はい、關野委員。

關野委員 歳入のところですが、市債というのがありますね。それで市債の区分に、小学校債とか保健体育債とかがありますね。小学校債は独自で発行しているものになるのですか。それとも市債の内訳になっているのですか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。直接的には市の財政部局の枠にはなりますが、それぞれ小学校費、中学校費、幼稚園費等、予算の目と申しますか、予算科目を分けまして、小学校等でしたら施設整備に係る事業については、施設整備事業債という起債の総称で記載されているものです。以上です。

教育長 はい、關野委員。

關野委員 ということでしたら、学校債とはまた違うんですね。大学とか高校でしたら学校債と
いうかたちで独自で発行していますが、あくまで市債の中での話ですよ。

教育長 はい、教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。こちら総務省でいうところのいわゆる起債のメニューの1つでございます。
以上です。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。はい、關野委員。

關野委員 最後の教育費のところ、地方債とか債権のほうがありますけれど、一概にはいえませ
んが、財政上大丈夫なんでしょうね。

教育長 はい、教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。こちらにつきましても財政部局の案件になるので、私のほうから言うのも
あれですが、一応今回の起債、借金を発行することによって今後の財政的な指数にどのよ
うな影響がでるかとか、あるいは起債の残高がどれくらい減少していくのかななどを考慮
した上で財政部局は承認し、補正予算を組んだと見込まれますので、今回の分についても
大丈夫であると考えられます。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。では、まず補正予算についてはこれで終わります。
続きまして、指定管理者の指定につきましてご質問等をお受けします。田中委員。

田中委員 今回の指定管理者の指定ということですが、いわゆる社会体育施設については香芝市体
育協会さん、プールについてはサンアメニティさんということですが、これは両者とも前
回と同じ業者ということよろしかったでしょうか。

教育長 はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼します、同じでございます。

教育長 ほかにございますか。

ないようですので、続いて条例改正について、1つ目が、香芝市の特別職の職員で非常
勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、事務局のほうか
ら内容の説明をいただけますか。教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。それでは今般の香芝市の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について、簡単に概略だけ説明させていただきます。
お手元の資料では少し見にくい部分があるかと思しますので、口頭で説明いたします。

学校保健安全法で義務付けされている項目の中に、「学校、幼稚園、及び認定こども園に担当薬剤師を設置すること」と謳われております。この件に関しまして、学校薬剤師については従前より報酬を規定の上支払っております。それで学校以外の幼稚園及び認定こども園の薬剤師については、報酬等の存在しない担当制というかたちで毎年度薬剤師会にお願いしております。報酬の設定自体は無いかたちでございました。ただもちろん幼稚園及び認定こども園については法令で義務化されている環境検査等は遺漏なく実施されており、委託料として薬剤師会に支払っております。これは委託業務以外にも薬剤師の職務として学校環境や衛生の維持・改善に関する指導や、児童生徒の心身に関する健康相談、学校で使用する医薬品や保健用具、材料の管理に関する指導などが学校安全法施行規則で示されておまして、これらの業務についても従事していただいております。この報酬の設定の話になるのですが、県内 12 市のうち本市を除く 10 市が幼稚園等に設置する学校薬剤師に対する報酬についてなんらかのかたちで設定されているなかで、本市におきましても園等における園児及び職員の健康の保持増進を今後も安定的に図る上では、幼稚園等の薬剤師の報酬を定める必要があると考えまして本条例の一部の改正をお願いするものでございます。額のほうですが、報酬額につきましては、すでに学校医、学校歯科医、学校薬剤師に関する報酬額と、園医、園歯科医の報酬額の比率を考慮した場合、だいたい 53.9 から 57.3%ほどの比率となっておりますので、幼稚園等の薬剤師につきましては、学校薬剤師の報酬額に対して 54%程度の水準となるのが妥当と考えまして、その年額を今回 26,000 円とさせていただきます。以上です。

教育長

ただいまの説明に対しまして、なにかご質問ございませんか。

それではまず、ただいまの説明で、いわゆる幼稚園薬剤師・認定こども園薬剤師の部分が年額 26,000 円へ追加されたという部分についてよろしいでしょうか。

各委員

（「結構です」の声あり）

教育長

それでは、もう一方の学校運営協議会の委員報酬についてご説明をお願いします。

はい、学校教育課長。

学校教育課長

失礼します。今回、学校運営協議会の委員報酬を現状の年額 5,000 円を 1,500 円へ改定するということで出させていただいておりますが、昨年度より市内 1 校をモデル校として学校運営協議会を設置したコミュニティスクールとしてスタートしていただいております。まだ 2 年終わっていませんが、やはりこの運営協議会というのが現状のコミュニティ協議会との整合性といいますか、コミュニティ協議会はいわゆる無償のボランティアの方々の団体組織になるのですが、この委員報酬が発生することによって委員さんのなかに、あの人たちはお金をもらっているのに私達はもらっていないというような軋轢が実際生じているという事案が生じています。また平成の数え方でいいますと、平成 33 年度 4 月の時点で残り 13 校も含めた、市内小中学校 14 校すべてをコミュニティスクールにするという方向でこの度、香芝市のコミュニティスクールプランというものをさせていただきましたが、これがさきほども申し上げました現状のコミュニティ協議会の委員さんを中心とした学校運営協議会づくり、いわゆるボランティア組織の中の代表者の委員会というようなことで進めたいと考えています。

それにおきまして、委員報酬が逆に委員を引き受ける際の阻害になってしまう理由や、他市町村でも同じく見直しが行われておりまして、そもそもこの年額 5,000 円というのが妥当であるのかというのか、というときにやはり少し高額であったと思います。例えば県立高校の運営協議会の委員報酬が年額 1,500 円です。それで、その算出の根拠といいますのが、基本会議は 1 時間ということが考えられており、最低時給換算及び県内各地から来る際の交通費を盛り込んだ上で 1,500 円と決められております。また、奈良市では年額 1,000 円という例もあります。そういったなかで他市町村を参考にさせていただいた結果、当市の場合は会議時間がおよそ 1 時間半で、交通費は見込まないという上で、時給換算で年額 1,500 円が妥当だと考えました。それとやはり、平成 33 年度に全小中学校がという際に持続可能なことで、今後の行政のあり様ということも考えたときに、やはり制度として定着させていくということで、金銭ではない部分の、ボランティアといいますか、「オラが学校」ということで、地域の学校を皆さんの力で作っていくところの馴染むということも考えたときに今回の大幅な値下げを行いました。以上です。

教育長 はい、教育部長。

教育部長 失礼します。詳細につきましてはいま学校教育課長から説明がありましたが、基本的に現在の 5,000 円というところでございますが、学校運営協議会といいますのが、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、あるいは学校運営に関する意見を教育委員会または学校長に述べられるといったところで、まずこのモデルケースで二上小学校をこの学校運営協議会設置のコミュニティスクールにした際に、そのフロンティアとしての責務の重さといったところで他の特別職の方と同等の 5,000 円を設定させていただいたところでございます。さきほど申しましたような、実情、モデル校の二上小学校での実情も鑑みたなかで、所期の目的を達成したなかで、今後すべての小中学校で学校運営協議会を設置するにあたりまして、当該二上小学校での実績を参考に職務の負担を軽減していこうといったような、運営を図ってまいりたいということもございまして、5,000 円から 1,500 円に変更させていただいたというような事情もございます。どうぞご理解くださいますようお願いいたします。以上です。

教育長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきましてご質問お受けいたします。

石原田委員。

石原田委員 まず 1 点確認なのですが、年額とさきほど仰られてましたが、これは日額ですか。

学校教育課長 日額です。

石原田委員 ありがとうございます。それと日額ということで、さきほど 1 時間半程度なのでっていうところですが、やはり単位が「日」となっているところで、もう一つの説明がどうしてもしるっていう状況が良いのかどうかっていう部分を質問させていただきたいのと、減らすという方向に持っていくというところで、それはいまの 1 時間半が 2 時間 3 時間とはならないと思ってもよろしいでしょうか。

教育長 はい、教育部長。

教育部長 金額の算定の際に、さきほど会議の時間を申し上げましたが、皆さんも同じ特別職の方として決して時間単位でいろいろなお仕事をさせていただいてはおりません。あくまでも目安として会議の時間といったところを申し上げましたが、基本的に日額ということで会議の長い短いに係らずこれは設定されているものとお考えください。ただ金額を算定する際の考え方のひとつとして会議の時間といったところも勘案したという経緯はもちろんございますので、先ほど学校教育課長が申し上げたところに間違いはないわけですが、あくまでもこの特別職の方というのは時間給という考えでお仕事をしてもらっているわけではないので、日額という単位が適切であると考えています。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。
はい、關野委員。

關野委員 この改正の方で、上のほうの農業のほうですか、その農業委員会の改正の理由がなかったように思えるのですが、この理由がはっきりしませんので、ご説明願います。

教育長 教育部長。

教育部長 すいません。この条例改正につきましては、本来私ども教育委員会以外の所管に関する、例えば農業委員会ですとか、その他の委員会の特別職も含めてひとつの条例となっていて、教育委員会が所轄する特別職と申しますと、学校医の方ですとか、あるいは今申し上げたような学校運営協議会の委員さんとかが該当しますので、農業委員さん等の改正については私どもの範ちゅうではございませんので、ここでの説明は割愛させていただきます。以上です。

教育長 ほかにはございませんか。
ないようでしたら、承第 13 号につきましてご異議はないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、異議がありませんでしたので、原案のとおり承認することといたします。

日程 5(6)その他報告

教育長 それでは、案件 3、その他として各課より報告等があればお願いいたします。
はい、教育部長。

教育部長 失礼します。冒頭教育長の動静にもございました、11 月 15 日に開催いただきました、臨時議会の内容の概略についてご説明させていただきます。
教育委員会の案件につきましては、エアコンの工事請負費の補正予算についてご審議いただきました。審議の中では、当初 8 億円程度としていた工事請負費が 15 億円となった理由はなにか、あるいは、設定しているエアコン台数は適正なのか、また補助金の有無に関わらず実施する用意はあるのか、当初決断をしていればもっとはやく着工できて

いたのではないのか、また本当に来年6月末までに間に合うのか、平日の工事等については学校や保護者の了承を得ているのか等々、多くの質疑をさせていただいたところでございます。その上で原案可決いただいたところでございます。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問があればお願いします。
ないようですので、次の説明があればお願いします。

教育総務課長 失礼します。さきほど説明のありました、次回12月議会に諮る議案の説明・報告及び承認の中には入っていない案件なのですけれども、今回の12月議会の中で、香芝市立の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてという議案がございます。ただこちらの案件につきましては認定こども園に係る分となりますので、今般の教育委員会会議には諮っていないわけでございます。簡単に申し上げますと、公立学校の学校医や薬剤師の公務災害が起きた場合に、学校だけでなく、認定こども園に係る薬剤師等の公務災害の補償についても補助を行うよう、法律で明記されておりまして、補償に関しまして必要な事項はそれぞれの地方公共団体の条例で定めなさいということになっているわけですが、本市の香芝市立学校の学校医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例について、認定こども園における学校医等に関する文言が含まれておりませんでした。その条例に規定する市立学校の範囲に認定こども園を加えて文言等の修正を行うわけでございます。こちらにつきましてはさきほども申し上げたとおり、認定こども園に係る部分のため教育委員会で諮らせてもらってはいないのですが、この条例改正を行うことにより、この条例にぶら下がっています条例施行規則も改正する必要があります。その中で、さきほど申し上げました市長部局の管轄になる認定こども園に係る分の公務災害補償に関する条例施行規則の改正と、いわゆるこちらの教育委員会の範ちゅうになります、学校教育法上の学校の学校薬剤師等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則というのをまた諮る必要があります。ただこれも12月議会でさきほど最初に申しました公務災害補償に関する条例が可決された時点で、こちらの規則の改正につきましても進められるかたちとなりますので、次回の教育委員会会議におきまして、この規則改正につきましては臨時代理による報告になるかと思っておりますので、事前にその旨説明させていただいた次第となります。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問があればお願いします。
12月議会で親となる条例の一部改正が整えば、また規則の方も反映されると。それでそれについては次回の教育委員会会議のなかで報告していただけるということですね。

教育総務課長 （「はい」と頷く）。

教育長 委員の皆さま、よろしいでしょうか。
ほかに報告等があればお願いします。生涯学習課館長。

生涯学習課館長 失礼いたします。11月に図書館で開催しました2つの行事について報告させていただきます。まず、秋の図書館員という行事を11月10日、11日の2日間、各2名ずつ小学校の高学年を対象に開催しました。2時間という短い時間ですが、カウンターで本の貸出や返却の受付、返却された本を棚に戻す、本の表紙に保護シールを貼ってもらうなどの作業を体験してもらいました。参加した子ども達からは、思っていたよりも難しかったが楽しかった、他の作業も経験してみたい、また機会があれば参加したいなどの感想をいただいております。来年度につきましては、開催日数や1回の募集人員等も再度検討し直したうえで開催できたらと思います。

次に11月17日に桜井高校ギター部ミニコンサートという行事を視聴覚室で開催しました。これは桜井高校のギター部に所属している市内在住の学生から、自分達の学校の学生の前だけでなく、一般の方の前で自分たちの演奏を聴いてもらうことができないかという相談があり、実現したものでございます。コンサートにお越しいただいた方からは、とても良かった、若い人のパワーをもらえた、自分も昔ギターを弾いていてまた弾きたいと思ったというような感想や、また帰られる際にギターに関する本を借りられる方もいました。さらにある自治会の役員の方がお越しになられており、他の役員の同意

を得られれば是非自分達の自治会で演奏してほしいといったようなお話もあったところ
でございます。ギター部の学生達からは、とても貴重な経験をすることができた、今後
多くの方に聴いてもらえるきっかけがくれたととても喜んでくれたところです。図書
館は本を借りる場だけにとどまらず、人や情報を繋ぐ役割も担っていると考えていま
す。今後も市民の「知りたい」「やってみたい」という気持ちを応援し、情報発信の基地
となればと思っています。以上です。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問があればお願
いします。
石原田委員。

石原田委員 今回桜井高校のほうから申出があったということですが、なにか香芝市に声をかけて
いただいたきっかけみたいなものはありますか。

生涯学習課館長 実は、その学生のお母さんが図書館をかなり利用されている方でして、たまたま図書
館へ本を借りにこられた際に、こういうふうなことを娘が思っているのだけれども、市
でこのようなことを相談できる担当課はないか、という相談がありました。ただ特に担
当課というのはないのですが、もし図書館の50~60名ほど収容できる視聴覚室でも良い
なら検討させていただきますと回答させていただいたのがきっかけです。

教育長 石原田委員。

石原田委員 図書館は本を読むところというイメージが堅くあるかとは思いますが、そういうふう
に今後もいろいろなことを展開していければすばらしいなと思います。以上です。

教育長 ほかにはございませんか。
学校教育課長。

学校教育課長 失礼します。平成30年度の全国学力学習状況調査の分析ですが、この度素案の方がで
きあがりました。のちほど委員の皆様にはご提示させていただきます。またそれに対し
ての意見をいただき、最終的に来月の教育委員会会議に上程させていただきたいと思っ
ていますので、よろしくお願ひします。

それから平成31年度より、分析を大学機関と連携しながら行う計画を進めています。
それに伴いまして近日中に大学と打ち合わせを行う予定をしておりますが、どのような
方向にしていくかというところを今手探りの状況でしているところでございます。それ
につきましてもなにかご意見がありましたら反映するような方向で大学とも調整を図り
たいと思いますので、よろしくお願ひします。

教育長 この案件については継続審議となっていたものとなっておりますので、また12月の教育
委員会会議に提出いただけるようでございます。

ほかにはございませんか。

ないようでしたら、次回の教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の平成30
年第14回教育委員会会議（12月定例）は12月26日水曜日午前9時30分の予定でお願い
したいと思います。よろしくお願ひいたします。

教育長 それでは、本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして平成30年第13回
（11月定例）教育委員会会議を閉会いたします。委員の皆様には、慎重審議をいただきま
してありがとうございます。また、今後ともよろしくお願ひいたします。それでは閉会
といたします。

（午前2時50分 閉会）